

**公益財団法人 新潟市国際交流協会 平成30年度 高校生留学支援事業要項
(平成31年派遣)**

- 1 事業名 高校生留学支援事業
- 2 趣旨 次代を担う高校生に、海外で1年間ホームステイをしながら地元の高校に通い、家族やクラスメート、地域の人々との交流を通じて、その国の文化や生活に触れ、相互理解と多文化共生への理解を深めてもらうことを目的とする。
- 3 主催 公益財団法人 新潟市国際交流協会
- 4 事業概要 公益財団法人新潟市国際交流協会は「公益財団法人 AFS 日本協会」(以下、「AFS」という)の派遣プログラム(第66期)により高校生を派遣するため、選考・決定後、奨学金を支給する。
- 5 派遣期間 約1年間
- 6 派遣人数 計2名
- 7 応募資格 次の全ての項目を満たす人
- (1) 保護者が新潟市内に住所を有している人、又は新潟市学校区域内の高校在学、進学予定者
- (2) 外国において、中学校以上の教育(日本人学校を含む)を1年以上受けたことがない人
- (3) その他、AFSの2018年の留学プログラム参加のための応募資格を全て満たす人
- 必ず「2019年派遣プログラム案内」冊子：応募資格(60頁)を参照

☞派遣プログラムに関する問い合わせ先：(公財) AFS 日本協会 新潟支部(堂前さん)
電話：025-233-7963 E-mail：info-niigata@afs.or.jp

- 8 対象者 AFSの一般選考試験を受験し、AFSから(公財)新潟市国際交流協会に推薦のあった者

- (1) 一般選考 選考試験

	A 日程	B 日程
日にち	平成30年6月10日(日)	平成30年7月15日(日)
試験会場	新潟市万代市民会館(予定)	新潟市万代市民会館(予定)

- (2) 受入れ国による書類審査

*詳しくは「2019年派遣プログラム案内」を参照

- 9 奨学金 「派遣生が支払うプログラム参加費」の一部(78万8千円)を奨学金として支給する。
その他、選考手数料等は個人負担とする。

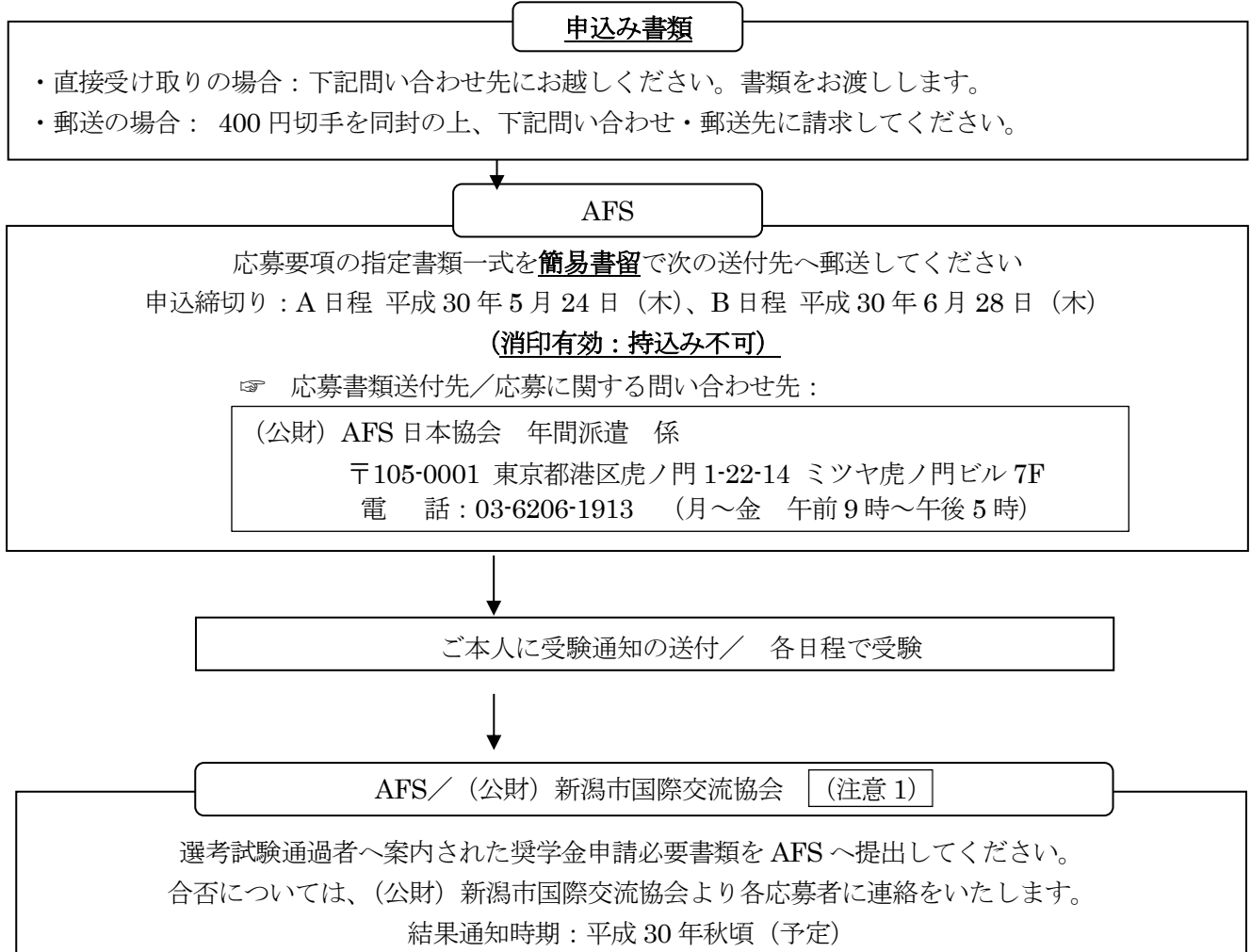
***奨学金の支払いについて**

受入れ国による書類審査の合格に伴い AFS から第二次納入金の支払請求が届いた後、すみやかにその「支払請求書の写し」及び奨学金対象決定通知と一緒に送付される「高校生留学支援事業奨学金請求書」を(公財)新潟市国際交流協会宛送付する。奨学金は、指定された保護者又は派遣生名義の口座に振り込まれる。
奨学金受給者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金を全額返還しなければならない。

- (1) 出国予定日当日またはそれ以前に参加プログラムが中止されたとき

- (2) 受入国から査証が発給されず、プログラムに参加できなくなったとき
- (3) 諸条件により参加プログラムから「合格取消」になったとき
- (4) 申込書等、提出した書類が正しく記載されていなかったとき
- (5) 帰国報告会出席など、協会への協力依頼に同意しないとき
- (6) AFSの規定を著しく逸脱したとき
- (7) その他受給資格要件を欠くと協会が判断したとき

10 申込みから応募までの手続き



注意1：高校生留学支援事業（奨学金）は、AFSの選考試験を合格した方へ「奨学金申込書及び奨学金申込予定通知書」が案内されます。入手後必要事項を記入し、AFSへ郵送してください。

11 その他：奨学生へ選出された方へは以下の3点をお願いいたします。

- ① 学生証授与式・帰国報告会の出席
- ② AFS新潟支部の行事参加などを通じて広報活動への参画
- ③ 案内された協会の事業において無理のない範囲で協会の活動に参加すること（年2～3回程度）

問い合わせ

（公財）新潟市国際交流協会 「高校生留学支援事業」

〒951-8055 新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地 クロスパルにいがた内

電話：025-225-2727 E-mail：kyokai@nief.or.jp

担当 斎藤明子